

自損事故保険の支払要件はこのままでよいのか ——裁判所の自賠償支払基準非拘束性を前提とする提言——

日 野 一 成

■アブストラクト

自動車損害賠償保障法（自賠法）16条1項に基づき、被害者が保険会社に対し損害賠償額の支払を求める訴訟において、裁判所は、最判平成18年3月30日民集60巻3号1242頁を依拠して、自賠償支払基準の「重過失減額規定」に拘束されずに、被害者の過失割合をそのまま過失相殺率として適用し損害賠償額の算定を行っている。訴外において、たとえば自動車相互間事故の死亡被害者のケースでは、通常、相手加入の自賠償からか自身が被保険者となる自損事故保険（人身傷害保険の付帯以外）のいずれかから1500万円の支払いを受けられる。しかし、訴訟になると、裁判所が上述の算定を行うことから、自賠償では、1500万円を大きく下回る賠償額の支払が行われる可能性が高い。人身傷害保険の普及に伴い、自損事故保険の付帯率が縮小しており、現状、自損事故保険を巡る問題について、注目度が低くなっている。しかし、本稿では、改めて、裁判所の支払基準非拘束性判断の結果生じている「被害者保護」に悖る問題を指摘し、その解決策の一つとして、自賠償制度を補完する目的で創設された自損事故保険の支払要件の緩和の提言を行うものである。

■キーワード

自損事故保険、被害者保護、自賠償支払基準

目次

1. はじめに（問題の所在）
2. 下級審における本問題に対する認識
3. 自損事故保険の支払要件緩和の提言
4. おわりに

1. はじめに（問題の所在）

自賠法16条1項に基づいて被害者が保険会社¹を相手とする、損害賠償額の支払請求訴訟において、最判平成18年3月30日民集60巻3号1242頁（以下、「最高裁平成18年判決」という）が、「裁判所は支払基準によることなく損害賠償額を算定して支払を命じることができる」と判示したことで、下級審では、当然のように支払基準²によらず、支払基準による損害賠償額の認定を下回る判決（以下、「下回り判決」という）が行われるようになって³。

この支払基準は、平成13年の自賠法改正（平成14年4月施行）により、同法16条の3として創設され、保険会社は、支払基準の遵守義務を負っている⁴。

¹ 本稿で表記する「保険会社」は、自賠責保険・共済の扱い保険会社及び共済組合を指しており、任意自動車保険・共済の扱い保険会社及び共済組合は、「任意保険会社」や「任意共済組合」と表記している。

² 本稿では、自賠法16条の3第1項の支払基準を単に、「支払基準」と表記している。

³ 拙稿「何故、裁判所は支払基準に拘束されないのか—自賠責支払基準下回り判決問題に対する一考察—」（損害保険研究第75巻第1号）81頁参照。当問題は、左記拙稿にて裁判所の下回り判決の不合理性について考察しているが、本稿では、裁判所の支払基準非拘束性の判断から、結果として自賠責の基本補償が損なわれており、被害者保護の観点から、自賠責制度を補完する自損事故保険の問題として再考を試みるものである。

⁴ この支払基準は、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」として、平成13年12月21日金融庁・国土交通省告示第1号として公示されている。政令は、憲法73条6号に基づき、内閣が制定し、内閣決定を経て成立し、天皇によって公布される（憲法7条1号）が、告示は、行政機関がその決定した事項その他一定事項を公式に一般に知らせること（公示）である（南博方「行政法」

ところが、最高裁平成18年判決の事案は、訴外で、被害者遺族が、自賠法16条1項に基づき、保険会社に直接請求し、支払基準による損害賠償額の支払が既に行われていた。これに満足しない被害者遺族が改めて同条項に基づき、保険会社を相手取り保険金額の残余の支払を求める訴訟を提起した。そこで、1審および原審が死亡保険金額の残余の一部、320万2809円の追加支払を命じ、最高裁においてもこれを是認し、支払基準を上回る認定を行ったものである。

そこで、この問題に対し、最高裁が下回り判決を実際に是認する判決を行うのか、明確な判断が待たれていたが⁵⁾、最判平成24年10月11日裁判所時報1565号1頁（以下、「最高裁平成24年判決」）が、その判断を示したと考えら

（有斐閣、2006年）102頁参照）。告示それ自体は、行政規則であり、一般国民に対して法的拘束力をもたないが、告示をもって処分の要件を定め、または告示と法令とが結びついた結果として、法令の内容を補充する法規的性質を持つことが多いとされる（南・同103頁参照）、このような場合に、その限りで立法行為としての性質をもつものとされる（藤田宙靖「第4版 行政法Ⅰ（総論）〔改訂版〕」（2005年、青林書院）286頁参照）。つまり、委任命令は形式としては政令等の形式によることが多いが、法律による委任は場合によっては、「・・・については、〇〇大臣の定めるところによる」等の書き方で委任されることもあり、告示の形式によることもできる（小早川光郎『行政法上』（1999年、弘文堂）110頁参照）とされる。したがって、支払基準は自賠法16条の3第1項において、「国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める」旨の規定があることから、実際にはその規定をうけて、その内容を補充するための国土交通省及び金融庁（自賠法84条で内閣総理大臣は、権限（政令で定めるものを除く）を金融庁長官に委任している）の告示という形式を用いているが、立法行為としての性質をもつものと考えられる。

⁵⁾ 「支払基準が裁判所を拘束するか否か」については、学説上の争いがあり、基本的に3つの立場があるように思われる。すなわち、(1)「支払基準は裁判所を拘束するとの説」（佐野誠「自賠法の改正と自賠責保険の変容」（損害保険研究64巻4号）131頁、伊藤文夫「自動車損害賠償保障法等の改正について」（賠償科学28号）81頁参照）および(2)「支払基準は裁判所を拘束しないとの説」（西嶋梅治「平成14年の自賠責制度の改正とその評価」（自動車保険研究7号）4頁、藤村和夫・山野喜朗【新版】概説 交通事故賠償法」（日本評論社、2004年）247頁、八島宏平「自動車損害賠償保障法改正の概要について」（自動車保険研究6号）116頁参照）、(3)「支払基準は、下限は裁判所を拘束するが、上限は拘束しないとの説」（若井英樹「平成12・13年の交通事故判例の概要」（インシュアランス〔損保版〕3998号）4頁参照）であり、(2)が通説となっている。

れている。しかし、これは、自賠法15条に基づく、任意共済組合による保険会社に対する自賠責保険金請求訴訟であった。

すなわち、最高裁は、最高裁平成18年判決を引用し、「原審は、Aの損害額を7500万円、Aの過失割合を8割としながら、これらを前提とした過失相殺をせず、上記支払基準によれば上告人が2100万円の保険金を支払う義務があると判断して、被上告人の請求を一部認容したのであり、この判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」と判示した。

支払基準では、死亡事案での被害者の過失割合が8割の場合、重過失減額割合として「3割減額」が適用されることから、損害額を保険金額の3000万円と看做して、7割の認容として2100万円の認定を行うのが正しい⁶。ところが、最高裁が原審の高松高裁が支払基準による保険金の支払を命じた判決に対し、その判断が明らかな法令違反とし、下回り判決を行った。この結果、支払基準が被害者保護の趣旨から、「過失相殺」という方法を採用せずに、被害者の過失の程度に応じた「重過失減額」という認定方法を採用しているところ⁷、最高裁がそのような認定方法を採用しないとする法解釈を行っていること

⁶ 平成13年12月21日金融庁・国土交通省告示第1号「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」第6減額参照。重大な過失による減額規定に、「被害者に重大な過失がある場合は、次に掲げる表のとおり、積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から、また、保険金額以上となる場合には保険金額から減額を行う」とある。これは、支払基準の一部である。

<重大な過失による減額割合表>

| 減額適用上の被害者の過失割合 | 減額割合 | |
|----------------|----------------|---------|
| | 後遺障害または死亡に係るもの | 傷害に係るもの |
| 7割未満 | 減額なし | 減額なし |
| 7割以上8割未満 | 2割減額 | 2割減額 |
| 8割以上9割未満 | 3割減額 | |
| 9割以上10割未満 | 5割減額 | |

⁷ 佐野誠【ノーフォルト自動車保険論】(保健毎日新聞社、2016年)303頁参照。佐野は、被害者救済の観点から、重過失減額による緩和自体は評価しつつ、制度設計としてみた場合には中途半端であると指摘している。

が明らかにされたということである⁸。

最高裁平成24年判決の事案における被害者は、保険会社および任意自動車共済組合から、合計で3000万円の賠償を受け、自賠責保険金額と同額の補償を受けていることから、自賠法や自賠責⁹における「被害者保護」という観点から見れば、特段の問題は認められない。すなわち、この訴訟は任意自動車共済組合と保険会社間の自賠責保険金をめぐる求償問題にすぎないということである。

しかし、下級審では、最高裁平成18年判決を依拠して下回り判決が行われており、その結果、被害者が自賠法16条1項の保険会社に対する請求権をめぐり、被害者が訴訟で被害救済を求めた場合、自賠責から法定の支払基準によって算定されるはずの基本補償すら受けられないという問題が生じており、それを通説が支持しているのである。

そこで、本稿では、総じてこの通説を批判するとともに、問題の解決策として、あらたに、自賠責制度を補完する目的で創設された自損事故保険に注目し、その支払要件の緩和について提言を行いたい。

2. 下級審における本問題に対する認識

最高裁平成18年判決が自賠法16条1項の請求権に関する本問題の唯一の判例である。その後、下級審では同判決を依拠して下回り判決が行われている。そこで、最高裁平成18年判決後に下回り判決を行った下級審の裁判例（東京地判平成20年9月11日交民集41巻5号1251頁（以下、「東京地裁平成20年判決」）を確認し、下級審における、この問題についての認識を確認しておく

⁸ 自賠責制度の発足当初は、自賠責においても、保険金等の認定にあたり「過失相殺」が行われていたのであり、被害者保護の観点から支払基準に重過失減額制度が採用された経緯を十分に認識する必要があると考えられる。

⁹ 自賠法15条の請求権は加害者側の自賠責保険金請求権であるが、自賠法16条1項の請求権は、被害者の加害者側が加入する保険会社に対する損害賠償額の支払請求権であることから、本稿ではこれらを総称して、「自賠責」と表記している。

たい¹⁰。

(1)東京地裁平成20年判決の判旨

[判旨] 請求棄却 (被告Y、被告甲会社、被告M保険会社は無責につき、その分は省略)

過失割合について、「本件事故は、亡Aが、Y車とZ車のわずかなすき間をすり抜けようとしたことに起因しており、亡Aの上記走行態様は極めて危険なものであって、亡Aの過失は極めて重大であるというべきである。(中略)したがって、亡Aと被告Zの過失割合について、前者を9割、後者を1割とするのが相当である」とし、支払基準について、「自賠法16条1項に基づいて被害者が保険会社に対して損害賠償額の支払を請求する訴訟において、裁判所は、自賠法16条の3第1項が規定する支払基準によることなく損害賠償額を算定して支払を命じることができるというべきであるところ、この理由は、自賠責保険が賠償責任保険であることから、支払基準による金額が、被保険者が負担する賠償額を下回る場合だけでなく、これを上回る場合にも妥当するというべきである。そうすると、本件の場合、被保険者である被告乙会社が原告らに対し負担すべき人損における賠償額は、753万834円であるところ、被告N保険会社は、原告らに対し、自賠責保険金として総額1502万2946円を支払っており、既払となっていることから、原告らの被告N保険会社に対する請求はいずれも理由がない」としている。

(2)考察

本件は、自賠法改正後、支払基準が法定化され、最高裁平成18年判決後の地裁判決である。本件の被害者過失が90%の認定であることより、死亡分に関しては、既に保険会社の認定でも支払基準の重過失減額50%を適用され、

¹⁰ 「下級審の認識」と言う意味では、数事例をあげるべきとの指摘を免れないと考えるが、問題点は明白であることから、敢えて本稿では1事例にとどめた。

1500万円の支払いを受けていることから、自賠責の認容額としては問題とはならない。

しかし、最高裁平成18年判決後において、原告側の主張である「支払基準に関する最高裁判決は、本件のように、被害者が支払基準に基づく損害積算及び過失相殺の方法による請求をしている場合、保険会社は訴訟外と同様に拘束されるが、被害者が実損害による一般的な算定方法を求めてきた場合には、裁判所は拘束されないという趣旨であると解すべきである」との見解は、最高裁平成18年判決の判旨にも合致しており、一応妥当であると考えられる。すなわち、これは、保険会社は、下限は支払基準に拘束されるが、上限は保険金額を限度に拘束されない、ということに他ならない。

すなわち、最高裁平成18年判決は、実際に支払基準による認容額を上回る認定を行ったものであり、その際の解釈として、「裁判所が支払基準に拘束されない」との文言を使用したものと考えられる。したがって、最高裁平成18年判決が「下回り判決」までを射程しているとまでは直ちに解釈し難い。

その意味で、本判決の「この理由は、自賠責保険が責任保険であることから、支払基準による金額が被保険者の負担する賠償額を下回る場合だけでなく、これを上回る場合にも妥当するというべきである」との見解の「下回る場合」に関しては、最高裁の担当調査官の解説はあるものの¹¹、最高裁平成18年判決はそこまでは明示しておらず、拡大解釈ではないだろうか。

¹¹ 森義之「自動車損害賠償保障法16条1項に基づいて損害賠償額の支払を請求する訴訟において裁判所が同法16条の3第1項が規定する支払基準によることなく損害賠償額を算定して支払を命じることの可否」（法曹時報59巻9号）3211頁参照。最高裁判所調査官による解説では、「裁判所が支払基準に拘束されるかどうか」についての学説を披露する中で、「本判決は、上限、下限について特に言及することなく、支払基準は裁判所を拘束しないと判示しているところからみて、『支払基準は、下限は裁判所を拘束するが、上限は拘束しない』との説を採るものではないことは明らかであると思われる。したがって、支払基準によることが被害者にとって、有利な場合も不利な場合も、裁判所は支払基準によることなく、損害賠償額を算定して支払を命じることができると解される」とした。同事案に深く関わった調査官見解を示すことで、下級審にその見解が受け入れられているものと考えられる。

また、その「理由」を「自賠責保険が責任保険であるから」としているが、それは自賠法15条の請求権の場合には適合する。しかし、自賠法16条1項は、「第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる」と規定し、被害者による保険会社に対する損害賠償額の直接請求権を認めている。すなわち、自賠法が定める特別の請求権であり¹²、この創設の趣旨は自賠法1条の「被害者保護」に他ならない¹³。

さらに、自賠法16条の3第1項は、「保険会社は、保険金等を支払うときは、死亡、後遺障害及び傷害の別に国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める支払基準に従ってこれを支払わなければならない」と規定されている。その意味では、自賠法16条1項の直接請求権と自賠法16条の3第1項の支払基準はセットで、自賠責上は、より高度な「被害者保護」が図られるべきであることは明白であって¹⁴、同判決の「理由」は不合理であると言う他ない。

加えて、被害者が支払基準による認定額を下回るような損害賠償額の支払

¹² 一般的な責任保険における被害者の任意保険会社に対する直接請求権は約款により規定されたものであり、自賠法16条1項の直接請求権と異なる。自賠法16条1項の直接請求権の法的性質については、拙稿「自賠法16条1項における被害者の請求権と労災保険者の代位請求権の優劣関する一考察」(損害保険研究第77巻第1号)160頁参照。

¹³ 横田尚昌「賠償責任保険における直接請求権」(保険学雑誌607号)59頁参照。横田は保険法改正時の議論を踏まえ、直接請求権の規定が見送られ、保険法22条1項に責任保険契約の先取特権を規定することで被害者保護が図られた旨、説明している。そして、自賠責では、自賠法16条1項は、被害者に権利として認められており、被害者保護の政策的見地から、自賠法におかれていると理解するほかなく、ここまで徹底しなくては、本来的な意味において責任保険によって被害者の保護を図ることはできないように思われる、としている。

¹⁴ 平成13年6月21日参議院国土交通委員会において、「自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案」が議題とされたが、同日、同法律案の審査のため、参考人出席・意見陳述質疑後、採決となった。政府の再保険による自賠責保険の支払チェックを通じて、適正化が図られてきたとの経緯のなかで、本審議において、一貫して、議論されていたことは、制度改定後の「被害者保護」の劣化に対する懸念であったと考えられる。

を保険会社に請求するはずもなく（本件は、支払基準による損害賠償額を受領済み）、保険会社は訴訟上であっても支払基準を遵守する義務を負っていると考えられることから、当事者が本来求めていない裁判を裁判所が独自の算定を行うことは、民事訴訟法上の原則に反している可能性があると考えられる¹⁵。

したがって、最高裁平成18年判決が示した本来の命題は、「被害者は支払基準に拘束されない」が、「保険会社は、下限は支払基準に拘束されるが、上限は保険金額を限度に拘束されない」ということに過ぎないのではないだろうか¹⁶。すなわち、そもそも支払基準が法定化される以前から学説において、議論されてきた、「裁判所が支払基準に拘束されるか」というテーマは、法定の支払基準ではなかった時代の自賠償における「自動車損害賠償責任保

¹⁵ 国土交通省（行政）は、そのような認定に反対のはずである。任意自賠償一括払制度の発足後、運輸省（国土交通省）は、事後審査を行い、任意保険会社に自賠償保険支払基準（法定前）の下回り示談案件を再示談し、自賠償保険認容額までの再支払いを行政指導してきた経緯にある。

¹⁶ 支払基準は自賠法16条の3第1項に規定され、保険会社を拘束し、被害者を拘束しない。したがって、自賠法16条1項に基づく、被害者の保険会社に対する請求権行使の訴訟において、処分権主義の観点から考えれば、そもそも「裁判所は支払基準に拘束されない」として、裁判所が保険会社に支払基準を遵守させず、下回り判決を行い、保険会社に利益を与え、その不利益を被害者に負わせるような被害者保護（自賠法1条）に悖る見解が導き出されるはずもないと考えられる。下回り判決の結果、保険会社に利益が生じ、被害者に反射的に不利益が生じていることを行政（国土交通大臣）が、自賠法16条の8に係る「指示」を行っていない状況を鑑みれば、「正当な理由」として捉えているのであろうか。そもそも、訴外において、被害者が保険会社に自賠法16条1項の請求権行使を行い、保険会社が「無責」と誤判定した結果、訴訟となり、被害者に多大な迷惑を掛けた問題であることを考えれば、それを「正当な理由」とするのは理解し難い。訴訟に至らず、自賠法25条の5に係る自賠償保険・共済紛争処理機構において、紛争処理の申請に対する調停の結果、無責から有責への変更率18.4%（創設当時の平成14年度同機構公表データ）、18.3%（平成20年度同機構公表データ）であり、その後の変更件数（平成21年度8件、22年度21件、23年度9件、24年度12件、25年度6件、26年度2件、27年度14件、平成27年度同機構公表データ）の事実も、重く受け止められるべきであろう。司法及び行政において、本問題が解消できないのであれば、本問題は、立法（国会）マターなのかもしれない。

「自損事故」に起因する死傷に
して保険給付を行う傷害疾病定額保険契約である¹⁹。「自損事故」には、相手
方のいない単独事故のほか、相手方はいるものの、相手方に対する自賠法3
条の請求権が発生しない場合の事故等が含まれる。その創設経緯や本稿に関
連する具体的な支払要件は、以下の通りである²⁰。

3. 自損事故保険の支払要件緩和についての提言

自損事故保険は、おもに被保険自動車の「自損事故」に起因する死傷に
して保険給付を行う傷害疾病定額保険契約である¹⁹。「自損事故」には、相手
方のいない単独事故のほか、相手方はいるものの、相手方に対する自賠法3
条の請求権が発生しない場合の事故等が含まれる。その創設経緯や本稿に関
連する具体的な支払要件は、以下の通りである²⁰。

(1) 自損事故保険の創設経緯

① 自動車損害賠償責任保険審議会の答申

昭和48年11月16日に開催された、自賠責保険審議会において、次の答申が
なされた(抜粋)。「自賠責保険のあり方については、その担保範囲に自損事

¹⁷ 伊藤文雄・佐野誠編『自賠責保険のすべて』(保険毎日新聞社、2014年)92頁参照。同
査定要綱は、支払基準について国土交通省が通達を出し、各保険会社がその内容を自
社の損害査定要綱として事業方法書に位置付け内閣総理大臣の認可を得たものであ
った。

¹⁸ そもそも支払基準による裁判所の拘束性は、被保険者や被害者の拘束性の問題であり、
自賠法16条の3の規定は、保険会社を拘束するものであって、それらを拘束しないの
は明白であると考えられる。

¹⁹ 佐野・前掲注7・324頁参照。佐野の分類によれば、自損事故保険は、「ファーストパー
ティ型制度・非ノーフォルト型自動車傷害保険(定額填補)」ということになる。

²⁰ 絹川法治・高階信弘『Ⅲ対人賠償保険』金沢理・西嶋梅治・金沢康一郎編『新種・自
動車保険講座』(日本評論社、1976年)145頁~213頁を引用した。他に、東京海上日動
火災保険株式会社編『損害保険の法務と実務』(金縫財政事情研究会、2010年)41~43
頁参照。

故を含めることについてどう考えるべきか、(中略)等制度の基本にかかわる問題も提起されている。(中略)この際任意保険も含めた自動車損害賠償保障制度のあるべき姿について長期的視野から検討を加えることが必要である」。

②保険審議会答申

昭和50年6月27日に開催された保険審議会において、次の答申がだされた(抜粋)。「自賠責保険については、自動車損害賠償責任保険審議会の答申(昭和48年11月16日)において、その担保範囲に自損事故を加える問題が長期的検討課題の一つとされているが、任意保険においても損害賠償責任保険によって救済されないような被害者の保護救済措置について、将来におけるその導入の余地を検討することが望ましい」。

③上記の答申の背景

1960~1970年代にモーターリゼーションの伸展に対し、当時は搭乗者傷害保険の普及率や保険金額の設定額も低い実情にあり、自賠責保険で、無責となるような自損事故等の被害者の救済が社会的にも注目された。この被害者救済制度を任意保険の改善項目の一つとして、上記②の保険審議会答申において指摘され²¹、翌昭和51年1月より、(任意)自動車保険の対人賠償保険に自動付帯として自損事故保険が導入された²²。当初の死亡保険金額は1000万

²¹ 榎田美雄「自損事故保険の社会学・序論」(母子研究 No.17) 64頁以下参照。榎田によれば、交通遺児育英会の遺児家庭実態調査に基づいた訴えにより、保険審議会での指摘に至ったとする。

²² この時、無保険車傷害保険も同時に導入されたが、保険審議会答申の指摘にはない。伊藤文雄「自動車退陣保険の現状と問題」不法行為研究会編『交通事故賠償の現状と課題』(ぎょうせい、1979年) 330頁参照。伊藤は、この時の注目点として、両保険がPAP保険の基本契約の中に自動付帯としてセット化されたことを指摘する。特に、自損事故保険については、BAP保険、自動車運転者損害賠償保険(ペーパー・ドライバー保険)の対人賠償保険にも自動付帯され、セット化されたことに注目する。この点、

円であったが、これは昭和50年7月の自賠責制度改定で、死亡保険金額が1000万円から1500万円に引き上げられ、自損事故保険の保険金額は1000万円に設定された²³。現在の、自損事故保険の死亡保険金額は1500万円であるが、これは、保険金額について、自賠責保険の支払限度額と重過失減額の適用割合を勘案して定められているとされる²⁴。つまり、現在では、自賠責保険の死亡保険金額3000万円に対し、「重過失減額の被害者の過失割合9割以上10割未満」の5割減額の場合との関係性において1500万円に設定されているものと考えられる。

(2)自損事故保険の支払要件

本稿で問題となる自損事故保険の支払要件は、被保険者が次の急激かつ偶然な外来の事故により死傷すること、①被保険自動車の運行に起因する事故、②上記によって生じた損害について自賠法3条に基づく損害賠償請求権が発生しないこと、である。

本保険は、被保険者において、相手車に自賠法3条の但書3条件が成立す

金沢理教授が自損事故保険の創設や自動付帯を評価しつつ、自損事故保険の守備範囲が自賠責保険の担保範囲に対応するもので、自動車損害賠償補償体系における位置づけの観点から、任意保険の領域に引き込むことの疑念を紹介しつつ、自らは、保険料負担の公平性が確保されている自動車総合保険としての任意保険の領域に委ねるという手法もそれなりの合理性を有するとの見解を示している。鈴木辰己『自動車保険論』(成文堂、1981年)97頁参照。鈴木は、自損事故保険について、自賠責が責任保険であることから、自賠責でも全く担保されない車の運転者または保有者自身の一方的な運転ミスなどによる受傷・死亡をカバーするもので、いわば自賠責にアいていた、また現在もアいている間隙を埋めることを目的とする保険という説明を行っている。しかし、当時の任意保険の加入率が十分でないことから、基本的な解決にはならないと、指摘している。

²³ 絹川・高階前掲注9参照。これは、当時の自賠責保険金額1500万円の約7割として定められたとしている。

²⁴ 『2005年版自家用自動車総合保険の解説』(保健毎日新聞社、2005年)76頁参照。同書は、自損事故保険はその創設の経緯より、「自賠責保険の補完機能」を担っているとの解説が行われている。

ることの立証責任を負っていることになり²⁵、被保険者が自損事故保険を請求するにあたり、高いハードルの支払要件ということもできる。

例えば、自賠法3条の請求権を巡って、有無責の見解がわかれるような事案（本稿では、議論を明確にするために死亡事案において、有責であったとしても被害者過失が「9割以上10割未満」の場合を扱う）において、訴外では、有責となった場合は自賠責、無責となった場合は自損事故保険としていずれの場合であっても、通常は被害者遺族に1500万円の支払が行われることになる²⁶。

ところが、訴訟では、自賠法3条の請求権が認められれば、総損害額に対して、例えば、9割の過失相殺をうけることになり、総損害額が1億5000万円以上でないと、1500万円を下回ってしまうことになる。すなわち、この訴訟は、通常は、訴外で保険会社から被害者側に無責と主張された事例がほとんどであるから、その場合、自損事故保険の保険会社²⁷に異論がなければ、1500万円の支払いを受けられる。

実際の保険実務では、自損事故保険会社が（自賠責）保険会社に有無責の事前認定を行い、「無責」との認定となれば、自損事故保険を「有責」として扱うことが多い。しかし、自損事故保険会社がその決定に異議があれば、「異議申し立て」を行うことになる。

ここで、問題となるのが、自賠法3条の責任を巡って、（自賠責）保険会社と（任意保険）自損事故保険会社間において、決着がつかない場合である。また、被害者側にとっても、事故が被害者の自損事故によるものか、相手車有責事故かという問題であったり²⁸、受領する保険金等が同額であったとし

²⁵ 大森利夫「自損事故条項と保険者の責任」田辺康平・石田満編「新損害保険双書2自動車保険」（文真堂、1983年）285頁参照。

²⁶ 自賠責では、最高裁判平成18年判決の事案のように、支払基準で損害額が3000万円に満たない場合は、重過失減額の結果、1500万円を下回る場合がある。

²⁷ 本稿では、「自損事故保険会社」と表記する。

²⁸ 被害者遺族の心情からすれば、被害者による自損事故、すなわち、100%加害事故なのか相手車有責事故なのかは、経験則上、極めて大きな相違であるといえる。死亡事案

ても、相続税等を考慮すれば、自賠責有責の方が有利であったりする²⁹。

しかし、自損事故保険会社に異議があったり、被害者側に異議があったりした場合には、結果として保険会社を相手取り、訴訟が提起されることがある³⁰。この結果、例えば被害の損害が5000万円で、被害者過失が9割であれば、500万円の判決(遅延損害金等を除く)となる。このような場合、本来、保険会社側の訴外での判断誤りであるから、支払基準に則り、差額の1000万円を保険会社が負担すべきであると考えられる。しかし、保険会社は、判決に拘束されることを理由に、支払には応じないというのが保険実務の立場であると考えられる³¹。

この保険会社の態度には、異論のあるところであり、行政当局による主体的な指導が望まれるが³²、現実の問題として現状、解決し難い問題であり、下級審の下回り判決に問題があることは指摘した通りである。

の遺族の心情を知る文献の一つとして、小佐井良太「[死別の悲しみ]を伴う紛争事例の解決をめぐる一定期金賠償方式に基づく『命日払い』請求再考一」(交通法研究第38号)67頁の「個別報告」が参考になる。

²⁹ 保険会社の賠償額の支払は、非課税であるが、自損事故保険金の場合、保険料の負担者と被保険者等の関係性より、相続税や所得税、贈与税が課税される。

³⁰ 自損事故保険における被保険者の立証責任は、加害者側が自賠法3条の但書3条件を立証できるという立証責任を負っていると考えられることから、被保険者が自損事故保険会社を被告として、自損事故保険の支払請求訴訟を提起することは困難性が伴うものと考えられる。

³¹ 自賠責は、責任保険の一種であることから、訴訟で確定した損害賠償額が支払対象となるとの理由であると考えられる。

³² 自賠法16条の6は、「保険会社は、保険金等の支払の適正化を図る必要性が特に高いものとして国土交通省令で定める死亡その他の損害に関し、保険金等を支払ったとき又は第十六条の四第三項の規定による書面の交付をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない」と規定されている。すなわち、本稿で取り上げる問題は死亡事案であるから、「無責」とした場合は、自賠法16条の4第3項で保険会社は国土交通大臣に届出義務があり、訴訟の結果、保険金等を支払った場合にも届出義務がある。

(3)最高裁による約款を超越した事例（人身傷害保険³³の請求権代位に関する問題）

次に、自損事故保険の支払要件緩和について検討する上で、最高裁が任意保険会社の人身傷害保険の請求権代位に関する問題で、人身傷害保険の約款を破って、被保険者に有利な判断を行った事例を概観し、本稿の主題の参考になりたい。

①問題の所在

人身傷害保険は、保険法上、傷害疾病損害保険契約と位置づけられ、実損填補型の傷害保険として構成されている³⁴。これにより、自動車事故の被害者である被保険者が損害を填補された場合、同法25条及び35条の規定により、保険会社に請求権代位が認められている。同規定の趣旨から、「差額説」によるものと考えられているが³⁵、「人傷基準差額説」³⁶と「訴訟基準差額説」³⁷に見解が分かれていた³⁸。

³³ 人身傷害補償保険の名称もあるが、本稿では、「人身傷害保険」と表記する。

³⁴ 佐野・前掲注6・324頁参照。佐野の分類によれば、人身傷害保険は、「ファーストパーティ型制度・ノーフォルト型自動車傷害保険（実損填補）」ということになる。

³⁵ 福田弥夫・古笛恵子「逐条解説 改正保険法」（ぎょうせい、2009年）83頁参照。

³⁶ 植田彦彦「人身傷害保険における損害填補及び代位の範囲についての考察」（判タ1243号）4頁、坂東司郎「判例批評」（損害保険研究70巻3号）159頁、岡田豊基「現代保険法」（中央経済社、2010年）286頁参照。

³⁷ 山下友信「人身傷害補償保険の保険給付と請求権代位」（保険学雑誌600号）133頁、桃崎剛「人身傷害補償保険をめぐる諸問題—東京地判平成19年2月22日を契機として—」（判タ1236号）71頁、藩阿憲「保険法概説」（中央経済社、2010年）150頁、藩阿憲「人身傷害補償保険における請求権代位の範囲」（NBL898号）47頁参照。

³⁸ 佐野誠「人身傷害補償保険における損害把握—訴訟基準と人傷基準の乖離問題—」（損害保険研究71巻第2号）11頁参照。学説については、佐野の分類に拠った。請求権代位の範囲に関する問題の解釈をめぐって、学説上の争いが基本的には4つの立場（絶対説、比例配分説、人傷基準差額説、訴訟基準差額説）が認められるが、新保険法においては、被保険者に自己負担額が生じる比例説を採る判例と異なり、被保険者に最も有利な差額説を採用している。両説は、いずれも「差額説」という観点では、同じであるが、支払い保険金と損害賠償金の合計金額がどの基準（人傷基準、訴訟基準）

最判平成24年2月20日裁判所時報1550号2頁(以下、「最高裁平成24年2月判決」)は、保険法施行(平成22年4月1日)前に発生した事故であり、同法の適用を受けないが、現行の保険法のもとでも先例としての意義を有し、「保険代位の範囲」について、訴訟基準差額説を採った。

すなわち、その後の最判平成24年5月29日判時2155号109頁(以下、「最高裁平成24年5月判決」)においても、最高裁平成24年2月判決に依拠して、訴訟基準差額説が採られた。

この説は、既に多くの学説の支持を得ており³⁹、被害者(被保険者)にとつては、もっとも有利な見解ということができるが、保険実務上、批判される

の損害額を超過するかという点で相違する。

³⁹ 村田敏一「被害者人身傷害補償保険契約に基づき保険金の支払いを受けた後に加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起した場合において、保険者の代位取得する被害者の加害者に対する損害賠償請求権の範囲」(私法判例リマークス36号)109頁参照。村田は訴訟実務上の観点に加え、被害者救済の観点からは、通常、人傷基準額を上回ることが多いものとされる訴訟基準額に依拠することが望ましいこと、また、そもそも一度、訴訟の場に立ち至った以上は、国の司法権の発動として裁判所が認定する基準に依拠することが筋と考えられることから、結論的には訴訟基準説が妥当なものと評価されるとする。山野嘉朗「交通事故の加害者が被害者に賠償すべき人的損害の額の算定に当たり、被害者の父が締結していた自動車保険契約の人身傷害補償条項に基づき被害者が支払を受けた保険金の額を控除した原審の判断に違法があるとされた事例」(私法判例リマークス40号)113頁参照。山野は、訴訟基準と人傷基準のいずれを採用するかについては、一般保険消費者の合理的な期待を踏まえた政策的配慮が必要とし、被害者が被った損害を填補する人身傷害保険の性質に着目すれば、人傷基準が正当とした上で、人傷基準と訴訟基準の乖離を鑑みると訴訟基準差額説の採用が望ましいとする。出口正義「自動車保険契約の人身傷害条項に基づき保険金を支払った保険会社による損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権の代位取得の有無等」(私法判例リマークス46号)120頁参照。出口は人傷基準損害額という約款全体の体系的な基本要素および各条項の意義を軽視ないし無視する結果をもたらす実務に混乱をもたらすような約款解釈は強引の感を否めないとしても、人傷基準説よりも多い裁判基準損害額が確定している場合に、保険金請求権者に対し人傷基準の損害額で甘んじるべきであるというのは合理的で納得感のある解決とはならず、平均的保険契約者の理解に沿わなく、裁判基準損害額を確保できるようにすべきであるという主張には説得力があるとする。

べき一面を有している⁴⁰。

また、人身傷害保険の給付は、「損害の填補」という性質から、その控除について「損益相殺」ではなく⁴¹、被保険者の損害賠償請求権のうち代位により移転する部分が保険者に移転する結果として、被保険者の第三者に対する損害賠償請求権がその範囲で縮減されるとの考え方が従来からの判例・学説の立場である⁴²。最高裁平成24年5月判決が、訴訟基準差額説を採った結果、人身傷害保険の約款に規定のない範囲まで、人身傷害保険会社に支

⁴⁰ 坂東司朗「人身傷害補償保険において請求権代位により保険者の取得する権利の範囲」（損害保険研究第70巻3号）158頁参照。坂東は、訴訟基準差額説によると、人傷保険金を支払った保険会社は、損害賠償訴訟が終了するまで代位請求額を確定できないと指摘している。肥塚隆雄「人傷引受保険会社の請求権代位の範囲および人身傷害条項と無保険車傷害条項の調整規定」（損害保険研究第74巻第2号）159頁参照。肥塚は、保険会社より被保険者等を手厚く保護すべきであるという政策的判断にしたがえば、人傷基準差額説と比べれば訴訟基準差額説の方が、被保険者が取得しうる送金額が大きくなるのが通例であること、損害額の算定の事情から、訴訟基準説が妥当であるとした上で、訴訟基準説を4点から批判している。すなわち、①賠償金と人傷の支払いの先後により被保険者の回収額に不均衡が生じる、また責任訴訟が終了するまで代位請求額が確定されない、②保険会社が責任訴訟に補助参加しようとした時、被保険者（原告）、賠償義務者（被告）のいずれ側に補助参加すべきか一義的には決められない、③保険ファンドとの視点から訴訟基準の基づく損害額は契約の内容になっていない、④訴訟に移したほうが、被保険者等の回収額の点で有利になるので、訴訟を誘発する。

⁴¹ 伊藤高義「損益相殺」山田卓生「新・現代損害賠償法講座6 損害と保険」（日本評論、2003年）255頁参照。伊藤は、代位は第三者が損害賠償請求権を代位取得して求償する範囲で被害者の損害賠償請求権の縮減を生ずる点で、損益相殺と同一の機能をもち、代位は損益相殺の変態だと言われる（四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為』（青林書院、1985年）603頁）、とする。また、最近では制度として別個であるが、被害者の二重利得を避けるためのものである点でほぼ同じであり、できるだけ統一的な処理を目指すべきもの（水野有子「損害賠償における第三者からの給付を原因とする控除」（判タ865号5頁）、とする。窪田充見「不法行為法」（有斐閣、2007年）378頁参照。窪田は、損害賠償請求権が保険者に移転する範囲で被保険者の加害者に対する損害賠償の範囲は縮減し、そのことは損益相殺というより、端的に損害が填補されたと説明すればよい、とする。

⁴² 山下友信「保険法」（有斐閣、2010年）563頁参照。中元啓司「火災保険金と損益相殺」（別冊ジュリス No.202）52頁参照。

払責任を負わせており、その二次的対応として、各社は、約款改定を余儀なくされている。

②考察

この問題は、もっと簡便に解決される方法があったはずである。すなわち、先行払いされた人身傷害保険金がいわゆる「損益相殺」の対象とならないとするのが、通説の立場である。しかし、それを「損益相殺」と呼ぶかどうかは別として、損害額から同保険金を控除することは、当然の帰結とも考えられる⁴³。私見では、人傷保険金を「損益相殺的控除」の対象として⁴⁴、保険会

⁴³ 窪田充見『不法行為法』（有斐閣、2007年）378頁参照。

⁴⁴ 最判平成元年1月19日判時1302号144頁は、交通事故の被害者が所得補償保険から保険金を給付されていたところ、加害者の損害賠償額から控除するか否かが争われた事案に対して、「本件所得補償保険は、被保険者の傷害又は疾病そのものではなく、被保険者の傷害又は疾病のために発生した就業不能という保険事故により被った実際の損害を保険証券記載の金額を限度として填補することを目的とした損害保険の一種というべきであり、被保険者が第三者の不法行為によって傷害を被り就業不能となった場合において、所得補償保険金を支払った保険者は、商法662条1項の規定により、その支払った保険金の限度において被保険者が第三者に対して有する休業損害の賠償請求権を取得する結果、被保険者は保険者から支払を受けた保険金の限度で右損害賠償請求権を喪失するものと解するのが相当である」として、実質的に所得補償保険金の控除を認めている。この点、人身傷害補償保険は、約款上、代位の規定もあり、所得補償保険よりもさらに損害の填補性が高い保険であり、損益相殺と呼ぶかどうかは別として、損害から「控除」されるべきものと考えられる。また、人身傷害補償保険が開発される以前からの近似する保険として、無保険車傷害保険があるが、大阪地判昭和59年2月28日交民集17巻1号244頁は、「参加人が原告に対し、昭和57年2月30日、本件事故による損害の填補として、参加人と訴外A工業所との間の、いわゆる無保険車傷害条項付きの自動車保険契約に基づき、保険金として2200万円を支払ったことは、後記第二（参加請求について）の二（ただし「証拠はない」まで）において認定しておりである。したがって、原告の被告に対する損害賠償請求権において、過失相殺後の損害額から控除されるべき損益相殺の額は、4185万7687円となる」と判示して、無保険車傷害保険の損益相殺を認めている。参加請求の保険会社に対しては、「原告の被告に対する本件事故に基づく損害賠償債権は、右認定の保険金支払日である昭和57年11月30日に、商法662条（保険代位）に基づき、右認定の支払額2200万円を限度として、原告から参加人に移転したことが認められる」と判示している。

社の代位の範囲を人傷基準差額説に立てば、被害者（被保険者）は、訴訟基準での算定による補償を受けられないとしても、人傷基準により算定される補償が受けられ、人傷保険金の受領の先後に関わらず、速やかに同額の補償が受けられ、保険会社の代位求償もスムーズに行い得るのである⁴⁵。

これに対し、人身傷害保険に関し、約款の規定を超えた損害の認定を裁判所が行うことが果たして妥当といえるのであろうか。そのことが、結果として訴訟社会を生み出し、「訴訟をした方が得」との思想を助長することに繋がり、弁護士特約の普及もあり、訴外における迅速な補償の効用をも損なわれるものと考えられる。

しかしながら、最高裁が被保険者の「合理的期待」、すなわち、「被害者保護的考慮」の観点から、人身傷害保険の約款を破る判断をした点は、注目に値する。

(4) 自損事故保険の支払要件緩和の提言

自損事故保険はもともと自賠責保険審議会で、自賠責保険のあり方として、自損事故を含めるか否かが議論され、それを受けて保険審議会答申により、対人賠償保険に自動付帯させる形で決着し、創設されたものである。これは、自損事故の被害者を保護・救済する目的であったことに他ならないと考えられる。

裁判所が被害者の加害者側に対する自賠法3条の請求権を認めながら、一方で、支払基準の重過失減額制度を無視して、大きな過失相殺率を適用し、

⁴⁵ 例えば、死亡被害者の訴訟基準での損害額を1億円、人傷基準8000万円、被害者過失を20%とした場合を検討する。①人傷保険金を先行受領した場合。加害者側の賠償額は、 $(1\text{億円}-8000\text{万円}) \times (1-0.2) = 1600\text{万円}$ となる。これにより、被害者（被保険者）は、合計、9600万円の補償が受けられる。保険会社の代位求償額は、 $8000\text{万円} \times (1-0.2) = 6400\text{万円}$ となる。②損害賠償先行の場合。加害者側の賠償額は、 $1\text{億円} \times (1-0.2) = 8000\text{万円}$ 、人傷保険金は、 $(1\text{億円}-8000\text{万円}) \times (1-0.2) = 1600\text{万円}$ となる。これにより、被害者は合計で、9600万円の補償が受領できる。保険会社の代位求償はない。①の場合と、人傷保険金は同一となる。

被害者保護を図らないのは極めて問題である。しかし、これを司法の判断や行政の不作為として手をこまねている訳にもいかないのではないだろうか。

すなわち、自損事故保険の被保険者が被保険自動車の運行に起因して死亡した場合、相手自動車の自賠法3条の請求権の発生の有無が微妙なケースであった場合、訴外では、通常、保険会社か自損事故保険会社のいずれかから、通常は1500万円の損害賠償額や保険金の支払をうけられるはずである。これに対し、下回り判決の結果、保険会社が1500万円を下回って損害賠償額を支払うことを是認するというのであれば、自損事故保険の死亡保険金額1500万円と保険会社の損害賠償額の支払の差額は、自損事故保険金で支払われるべきである。

この点、約款が「自賠法3条の請求権が発生しない場合」との文言により、運用が困難というのであれば、次のように約款の文言を改定（付加）し、支払要件を緩和すべきである。すなわち、「ただし、被保険者が同法16条1項の請求権を行使し、同法3条の損害賠償請求権が発生した場合であっても、当該保険会社または共済組合の損害賠償額の支払いが訴訟上、本保険金額を下回った場合、その差額をこの自損事故条項および基本条項により支払います」等である。

前述したように、最高裁が人身傷害保険の約款を超越して、人身傷害保険の保険会社に過大な分担を求めた事例も認められる。その理由は、被保険者の「合理的期待」の要素が大きいと考えられる。これは、「被害者保護」の観点から導き出されたものと言っても過言ではないだろう。

本問題は、最高裁の支払基準の非拘束性の主張の結果、発生している問題である⁴⁶。しかも、人身傷害保険のように補償が十分に認容されるような問

⁴⁶ 支払基準の「減額」規定として、「重大な過失による減額」以外に、「受傷と死亡又は後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合の減額」がある。これは、「被害者が既往症等を有していたため、死因又は後遺障害発生原因が明らかでない場合等受傷と死亡との間及び受傷と後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合は、死亡による損害及び後遺障害による損害について、積算した損害額が保険金額に満た

題ではなく、保険会計上の問題があるにせよ、自賠責と自損事故保険による基本補償の負担に関わる問題であり、自損事故保険の支払要件の改定が望まれる。

4. おわりに

最高裁の「支払基準」に対する態度について確認しておきたい。最高裁は、保険法施行後に最高裁平成24年2月判決に依拠して、最高裁平成24年5月判決において、人身傷害保険の保険代位の範囲について、訴訟基準差額説を採用して、その理由を被害者（被保険者）の「合理的期待」という文言を使用して、「被害者保護」という観点を明示したものと考えられる。

しかしながら、最高裁平成24年判決が最高裁平成18年判決に依拠し、「裁判所は支払基準に拘束されない」として、支払基準が過失相殺を行わず、「重過失減額」という被害者保護のための運用を行っているにもかかわらず、「訴訟基準」を採用して、過失相殺を行うことで、下級審では、当たり前のように、下回り判決を行い、「被害者保護」という観点到る問題が生じている。

この事実をもってすれば、裁判所が、「被害者保護」というよりも、支払基準や人身傷害保険基準に拘束されずに、あくまで、「訴訟基準」による算定に固執しているという側面が浮上してくる。

たとえば、最高裁平成24年5月判決の補足意見のように、約款どおりに、人傷基準差額説をとれば、問題が生じないにもかかわらず、私人間の保険契約という私的自治の原則を破ってでも、訴訟基準の正当性を主張する態度にそれが現れているのである。

現在、任意保険会社は最高裁平成24年5月判決を受けて、人身傷害補償保険の約款改定を余儀なくされ、結果として訴外と訴訟での二重の支払基準を

ない場合には積算した損害額から、保険金額以上となる場合には保険金額から5割の減額を行う」とするものであるが、自賠法3条の請求権にかかわる問題ではないことから、当然ながら、本稿で考察する問題に射程しない。

採っている。

そうすると、私見では、訴訟における支払基準下回り判決には反対であるが、そのような判決が行われることが是認されるのであれば、その被害者については、自損事故保険の自賠責の補完的役割の観点からも、約款を改定し、支払要件の緩和を行うことで保護・救済を図るべきと考えられる。

(筆者は鹿児島国際大学経済学部准教授)